

南山城村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件费率	(参考) 22年度の人件费率
	(23年度末)	A		B	B/A	
23年度	人 3,149	千円 2,464,507	千円 28,529	千円 385,362	% 15.6	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

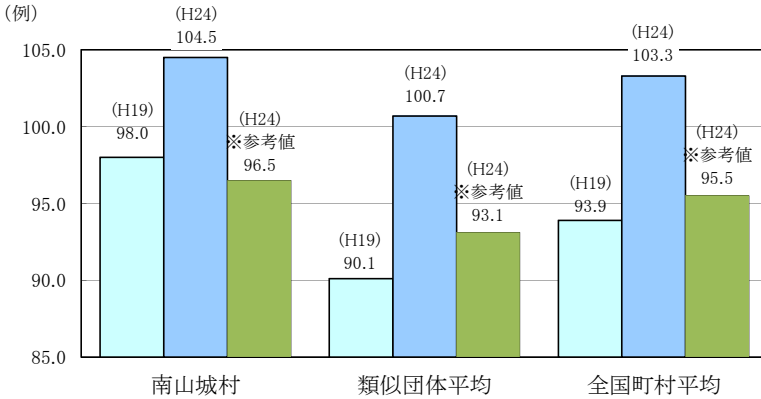
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 43	千円 153,177	千円 18,790	千円 54,498	千円 226,465	千円 5,267	千円 5,361

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

財政健全化に向けた取組みのひとつとして、平成15年度において特別職及び教育長の給料を10%削減、平成16年度から20年度においては、村長35%、副村長及び教育長25%（収入役についても廃止するまで25%）の削減措置を実施。また、平成21年度及び22年度については、村長25%、副村長15%それぞれ削減を行なっている。
一般職員についても、平成17年度は5%、平成18年度及び20年度については、それぞれ3%の給料削減を実施。
更に、管理職手当についても削減しており、平成15年度及び平成16年度は50%、平成17年度及び平成18年度は全額、平成19年度から平成21年度は再度50%の削減を実施している。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
23年度			(%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
23年度			(%)	%		

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※南山城村に人事委員会は設けていません。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南山城村	41.6歳	310,400円	341,703円	329,046円
京都府	44.3歳	343,491円	429,948円	393,126円
国	42.8歳	329,917 (304,944)円	—	401,789 (372,906)円
類似団体	42.7歳	305,195円	346,802円	332,520円

②技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	
南山城村	—歳	0人	—	—	—	—	—歳	—
うち学校給食員	—歳	0人	—	—	—	—	—歳	—
うち保育所給食員	—歳	0人	—	—	—	—	—歳	—
京都府	52.3歳	366人	356,768円	409,964円	392,205円	—	—歳	—
国	49.7歳	3,479人	285,030円 (270,465円)	—	323,181円 (307,506円)	—	—歳	—
類似団体	49.7歳	3人	265,145円	291,195円	280,355円	—	—歳	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南山城村	—円	—円	—
うち学校給食員	—円	—円	—
うち保育所給食員	—円	—円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同ベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分	南山城村	京 都 府	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,987 (172,200)円
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418 (140,100)円
技能労務職	高校卒	—円	142,300円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

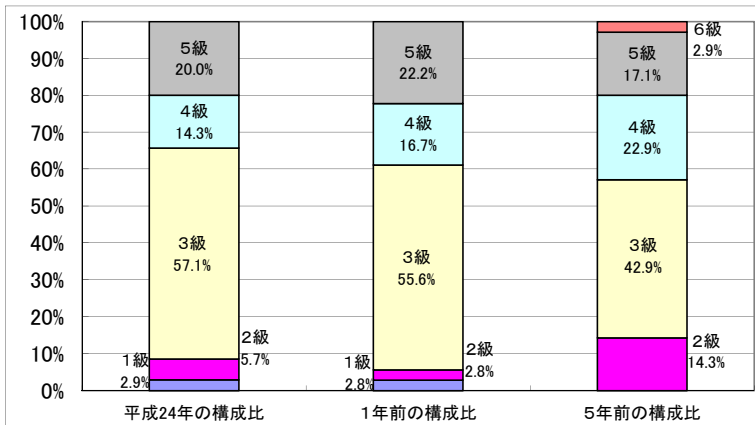
区分	経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年	
一般行政職	大学卒	267,000 円	304,800 円	— 円
	高校卒	237,500 円	283,900 円	307,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事及び定型的な業務を行う職務	1 人	2.9 %
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	2 人	5.7 %
3 級	係長及び主任の職務	20 人	57.1 %
4 級	課長補佐の職務	5 人	14.3 %
5 級	課長、課長代理及び主幹の職務	7 人	20.0 %
6 級	参事、困難な職務を所掌する課長等の職務	0 人	0.0 %

(注) 1 南山城村職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定未導入につき、一律支給

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南山城村	京都府	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,276 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,615 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級5%,4・5・6級10% ・管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10%,20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務評定未導入につき、一律支給。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

南 山 城 村			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額 0千円 0千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)				0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)				0千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
村全城	0%	50人	0%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	— %		
手当の種類(手当数)	0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	2,265千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	53千円
支給実績(22年度決算)	1,960千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	46千円

(6) その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円。扶養家族1人につき6千5百円。ただし、配偶者のいない職員の扶養家族の1人目のみ、1万1千円。満15歳の年度初めから満22歳の年度終わりまでの子1人につき5千円を加える。	同じ	—	5,345千円	205,577円
住居手当	家賃支払いが月額23千円以下の場合には家賃額-12千円。月額23千円を超える場合は(家賃額-23千円)×1/2+11千円(限度額27千円)	同じ	—	324千円	162,000円
通勤手当	片道2km以上5km未満2千円。片道5km以上10km未満41百円。片道10km以上15km未満65百円。片道15km以上20km未満89百円。片道20km以上25km未満113百円。片道25km以上30km未満137百円。片道30km以上35km未満161百円。片道35km以上40km未満185百円。片道40km以上45km未満209百円。片道45km以上50km未満218百円。片道50km以上55km未満227百円。片道55km以上60km未満236百円。片道60km以上245百円。公共交通機関を利用する場合550百円までは全額。	同じ	—	3,566千円	75,872円
管理職手当	課長 給料×10%	—	—	3,832千円	479,000円

6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区分	職名	給料月額		等
		額	額	
給料	村長	670,000円 ()	840,000円	230,400円 (参考)類似団体における最高/最低額
	副村長	570,000円 ()	705,000円	391,800円
報酬	議長	275,000円 ()	395,000円	140,000円
	副議長	200,000円 ()	310,000円	115,000円
	議員	170,000円 ()	290,000円	100,000円
期末手当	村長 副村長	(23年度支給割合) 2.95月分		
	議長 副議長 議員	(23年度支給割合) 2.95月分		
退職手当	村長 副村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		基礎給料月額×530/100×在職年数	14,204,000円	任期ごと
		基礎給料月額×315/100×在職年数	7,182,000円	任期ごと
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

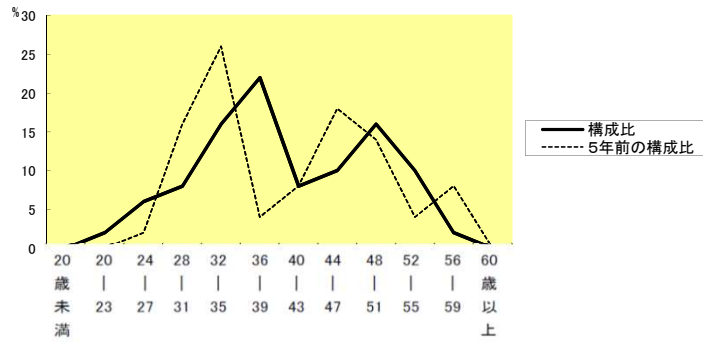
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成24年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	育児休業復帰後の異動 育児休業復帰後の異動・会計区分の変更
		総務	14	13	-1	
		税務	4	6	2	
		農林水産	3	3	0	
		土木	3	3	0	
		民生衛生	11	11	0	
	計	40	40	0	会計区分の変更	
					<参考> 人口10,000人当たり職員数 127.02人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 170.24人)	
	教育部門	3	3	0		
	消防部門					
	小計	43	43	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 136.55人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 204.53人)	
公営企業計等部門	病院水道その他	病院	2	2	0	新規採用による
		水道	5	5	0	
		その他	7	7	0	
	小計	7	7	0		
	合計	50	50	0	<参考> 人口10,000人当たり職員数 158.78人	
		[67]	[67]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	0	1	3	4	8	11	4	5	8	5	8	5	1	0	50								

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度								過去5年間の増減数(率)	過去10年間の増減数(率)
	14年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			
一般行政	50	39	39	39	40	40	40	1(△2.6%)	△10(△20.0%)	
教育	9	6	5	3	3	3	3	△3(△50.0%)	△6(△66.7%)	
警察								(%)	(%)	
消防								(%)	(%)	
普通会計	59	45	44	42	43	43	43	△2(△4.4%)	△16(△27.1%)	
公営企業等会計	6	6	5	6	6	7	7	1(1.6%)	1(16.7%)	
総合計	65	51	49	48	49	50	50	△1(△1.9%)	△15(△23.1%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

※南山城村では地方公営企業法を全部適用する公営企業がありませんので、省略します。